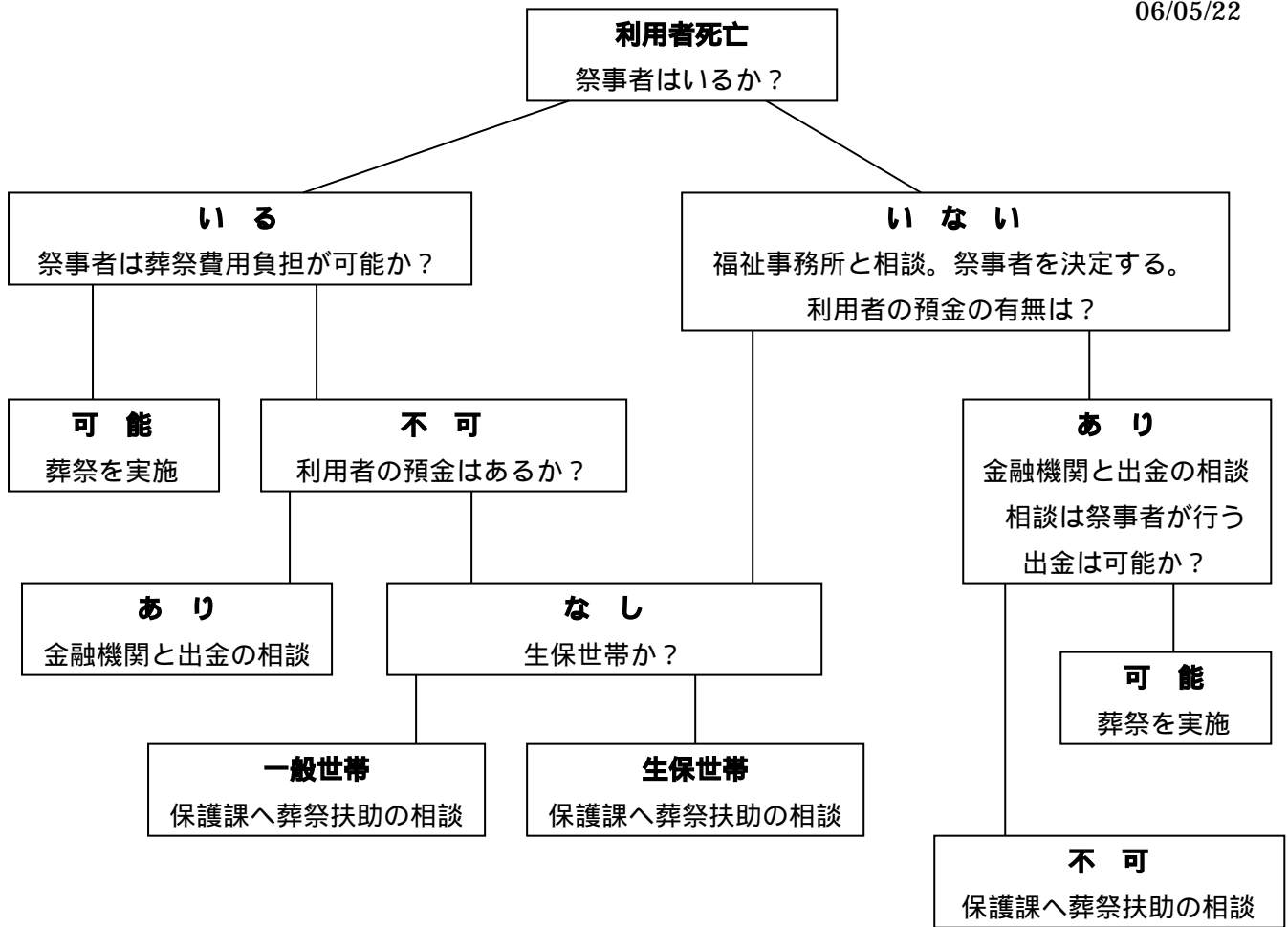


～ 利用者死亡時の対応の流れ ～

06/05/22



1. 預金に関する考え方...死亡した時点、出金停止。親族がいない場合、取扱いは、行政と相談する。
金融機関との相談は行政に判断を求めながら、書面などに調整内容は記載して残す。
2. 祭事者がいるが、祭事者自身の判断能力に問題がある場合の対応。
葬祭を行う支援は誰がやるのか？ 行政へ相談？
万が一、社協で葬祭の支援する場合、会長・事務局長へ判断を求める。
葬祭の手配、費用などは、事前に調整が必須。
3. 権利擁護事業の立場...利用者(生前)の金銭管理を支援するが、死後(契約終了後)は、何の権限も持ち得ないことを前提として、アドバイスを行うか本事業ではなく、“社協”として関わられる支援のみを行う。
4. 最悪の事態...万が一、葬祭などに関して、行政が一切の対応をしない場合、社協で判断することもできないため、葬祭が出来ず、遺体が放置される可能性もある。祭事者がいない時点で行政へ判断を委ねる（担当課。もしくは福祉事務所）。